

工事費内訳表（総括）

(甲)

一金 円					
費目	工種	種別	細別	金額	摘要
本工事費					
	工事費				
		機器費			第1号明細書
		直接工事費			
			輸送費		第2号明細書
			労務費		第3-1,3-2号明細書
			直接経費		
			仮設費		
		直接工事費 計			
		間接工事費			
			共通仮設費		
			現場管理費		
			据付間接費		
		間接工事費 計			
	据付工事原価				
	設計技術費				
	工事原価 計				
	一般管理費等				
工事価格 計					
消費税相当額					10%
本工事費 計					

工事費内訳表（据付）

（甲）

一 金 円							
工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
機器費			式	1	-		第1号 明細書
工事費	直接工事費						
		輸送費	式	1	-		第2号 明細書
		労務費	式	1	-		第3-1号 明細書
		直接経費	式	1	-		
		仮設費	式	1	-		第4号 明細書
	直接工事費 計						
	間接工事費						
		共通仮設費	式	1	-		
		現場管理費	式	1	-		
		据付間接費	式	1	-		
	間接工事費 計						
据付工事原価							
設計技術費			式	1	-		
工事原価 計							
一般管理費等			式	1	-		
工事価格 計							
消費税相当額							10%
据付工事費 計							

第 1 号 明細書

機器費

一金				円		塩竈市	
名称	品種	形状寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
汚水マンホールポンプ	権現堂1号		台	2			
汚水マンホールポンプ	権現堂3号		台	2			
汚水マンホールポンプ	石堂1号		台	2			
合計							
改め							

令8-単 権現堂1号外汚水マンホールポンプ場ポンプ更新工事

特記仕様書

令和8年

塩竈市上下水道部下水道課

第1章 総 則

第1節 一般事項

1. 適用範囲

本特記仕様書は、塩竈市上下水道部下水道課（以下「甲」という）が、発注する下記工事に適用するものとする。

(1) 工事名称：令8-単 権現堂1号外汚水マンホールポンプ場ポンプ更新工事

(2) 工事場所：権現堂16-5地先 外2箇所

（権現堂1号汚水マンホールポンプ場 権現堂16-5地先

権現堂3号汚水マンホールポンプ場 権現堂13-5地先

石堂1号汚水マンホールポンプ場 玉川3丁目16-2地先)

2. 関係法令の遵守

受注者（以下「乙」という）は、工事請負約款、建設業法、騒音規制法、労働基準法、職業安定法、労働者災害保険法及びその他の関係法令、並びに関係官公署の許可条件を遵守し、工事の円滑な進捗を図らなければならない。

3. 官公署に対する手続

工事施工のため必要な官公署に対する手続は、乙が行うものとする。これに要する費用は乙の負担とする。

なお、乙は、その結果を監督員に報告しなければならない。

4. 適用規格

電気事業法、施行令及び施行規則

日本工業規格（JIS）

日本下水道協会規格（JSWAS）

電気学会電気規格調査会標準規格（JES）

日本電機工業会標準規格（JEM）

電気規格調査会標準規格（JEC）

日本電気協会電気技術規程（JEAC）

日本電線工業会規格（JCS）

日本照明器具工業会規格（JIL）

日本蓄電池工業会規格（SBA）

日本電力ケーブル付属品工業会規格（JCAA）

日本計量機器工業連合会規格（JMIF）

電気設備技術基準

高圧受電設備指針

電力会社電気供給約款

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編、機械設備工事編）（公共建築協会）

電気設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）

日本下水道事業団電気設備標準仕様書

日本下水道事業団電気設備一般仕様書

日本下水道事業団機械設備標準仕様書

日本下水道事業団機械設備一般仕様書

内線規程

電気用品安全法

労働安全衛生法

その他関係法規

6. 責任施工

請負者は、設計図書に従って施工するものであるが、これらに明示していない事項でも、施工または技術上当然必要と認められる箇所は、請負者の責任において行わなければならない。

また、工事完成後のアフターサービス体制の確保についても自社・他社機器等を問わず、請負者の責任において行わなければならない。

7. 仕様書等

(1) 仕様書等の遵守

本工事は、契約書、設計書、特記仕様書、機械電気共通特記仕様書（宮城県）、図面、塩竈市契約規則並びに建設工事執行規則、塩竈市土木工事共通仕様書、宮城県土木部共通仕様書等に基づき施工する。設計図書の内容に相違がある場合は、本特記仕様書、機械電気共通特記仕様書、設計図、共通仕様書の順に優先して適用する。

機械電気共通特記仕様書は宮城県のホームページよりダウンロード出来るものを適用する。

仕様書内で宮城県となっている部分については、塩竈市に読み換えて適用する。

機械電気共通特記仕様書

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ktkm-wwt/siyou.html>

(2) 必要事項の充足

本特記仕様書に記載されていない事項であっても、機器等が性能を発揮するために当然必要と認められるものについてはこれを充足するものとする。

第2節 材料

1. 材料の規格

主な使用材料はすべて日本工業規格（JIS）、日本水道協会規格（JWWA）、電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電機工業会標準規格（JEM）、電気設備技術基準、電気用品安全法、電線技術委員会標準資料（JCS）、内線規程のいずれかに適合しなければならない。

2. 使用材料の検査及び承諾

(1) 工事用材料は、使用前に検査を受け合格したものでなければならない。

使用材料については、使用前に承諾されたものでなければならない。

(2) 材料検査に際して、乙はこれらに立会わなければならない。立会わないときは、乙は検査に対し異義を申し立てることはできない。

(3) 検査及び試験のため使用に耐えられなくなったものは、所定数量に算入しないものとする。

(4) 材料検査に合格したものであっても、使用時になって損傷変質したときは新品と取替え、再び検査を受けなければならない。

第3節 工事施工

1. 施工上の注意

施工に先立ち仕様の確認及び事前調査を綿密に行い、工事内容を十分把握した上で施工に当たること。

また、本工事対象である下水処理施設は現在稼働中のため、施工にあたっては監督職員と十分協議し、撤去、据付、切替時のプラントへの影響や安全の確保等に十分配慮の上、施工すること。必要な仮設を含むものとする。

2. 撤去品の取り扱い

仕様書に記載する撤去資材は、破棄物の処理及び清掃に関する法律等の各関係法令を遵守し、適正に処分すること。

第2章 工事概要, 範囲

第1節 概要

本工事は、権現堂1号汚水マンホールポンプ場、権現堂3号汚水マンホールポンプ場、石堂1号汚水マンホールポンプ場の汚水マンホール用水中ポンプそれぞれ2台、合計6台を更新し、円滑な維持管理を図るため行うものである。

第2節 機器仕様

別紙1～3更新機械設備仕様書のとおりとする。

第3節 施工

1. 施工範囲

工事の範囲は、本仕様書に基づく装置の設計・製作、運搬、据付、仮設、試験・調整、検査、作図及び設備運用指導までの一切を含むものとする。

2. 工事詳細条件

- (1) 本工事の作業は平日（日中）作業とするが、施設運用に支障のないように切り替え時の作業工程を監督員ならびに施設運転管理者と十分協議の上、設備停止時間が最小限となるように工事を行うこと。
- (2) 工事上必要となる設計計算は受注者が行い、監督員の承認を得ること。
- (3) 図面、仕様書の寸法、点数等は参考であり、承認図で決定する。

第3章 試験及び検査

第1節 現地試験

現地試験に先立ち納入者は監督員と綿密な連絡をとり、現地試験実施表を提出し、監督員の承認を受けた後実施する。

・汚水マンホール用水中ポンプ

- (1) 単体調整
- (2) 現地操作試験
- (3) 絶縁抵抗測定
- (4) その他、日本下水道事業団機械設備工事一般仕様書に準拠すること。また、監督員の指示によるものとする。

第3節 附 記

- (1) 適応規格のないものについては、使用条件に基づき試験を行う。
- (2) 試験に必要な機器及び材料はすべて乙の負担により調達すること。
- (3) 試験成績表を提出すること。
- (4) 試験検査の結果、監督員が不十分であると判定する事項があれば、速やかに監督員の指示通り機器の取替又は手直しを行うこと。
- (5) 耐震対策に対する施工方法については、「建築設備耐震指針・施工指針（国土交通省国土技術政策総合研究所他）」、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部）」、「機械設備工事必携（財団法人下水道業務管理センター発行）」等に準じるものとする。
- (6) 参考図等により状況を確認できない部分については、乙の責任により適切に現場調査等を行うこと。
- (7) 既設着脱装置、ガイドパイプ等は既設流用とする。ポンプ形状等による取付箇所の改造や、追加金具等を含むものとする。
取付状態の変更の有無に関わらず、取付状況について施工図を作成し、承諾を得ること。また、完成図として整理すること。
- (8) 工事の施工する際は、適切に交通誘導員等を配置すること。
また、近隣住民に適切に周知すること。

更 新 機 械 設 備 仕 様 書

1. 下記既設仕様と同等以上の性能のものに更新すること。

機 器 名 称	汚水マンホール用水中ポンプ（権現号1号）
口 径	65 A
電 源	三相 200 V 50Hz
電 動 機	3.7 k w
揚 程	6.6 m
吐 出 量	0.3 m ³ /min
台 数	2 台
動 力 ケ ー ブ ル	ポンプ専用ケーブルを含むものとする。
制 御 用 ケ ー ブ ル	ポンプ専用ケーブルを含むものとする。
塗 装	日本下水道事業団仕様に準ずること
そ の 他	既設機器との相違による追加部材も含むものとする。 また、機器操作、遠方監視等について既設と同じように行えるようにすること。

更 新 機 械 設 備 仕 様 書

1. 下記既設仕様と同等以上の性能のものに更新すること。

機 器 名 称	汚水マンホール用水中ポンプ（権現堂 3 号）
口 径	65 A
電 源	三相 200 V 50Hz
電 動 機	3.7 kW
揚 程	12.2 m
吐 出 量	0.3 m ³ /min
台 数	2 台
動 力 ケ ー ブ ル	ポンプ専用ケーブルを含むものとする。
制 御 用 ケ ー ブ ル	ポンプ専用ケーブルを含むものとする。
塗 装	日本下水道事業団仕様に準ずること
そ の 他	既設機器との相違による追加部材も含むものとする。 また、機器操作、遠方監視等について既設と同じように行えるようにすること。

更 新 機 械 設 備 仕 様 書

1. 下記既設仕様と同等以上の性能のものに更新すること。

機 器 名 称	汚水マンホール用水中ポンプ (石堂 1 号)
口 径	100 A
電 源	三相 200 V 50Hz
電 動 機	3.7 kW
揚 程	12 m
吐 出 量	0.35 m ³ /min
台 数	2 台
動 力 ケ ー ブ ル	ポンプ専用ケーブルを含むものとする。
制 御 用 ケ ー ブ ル	ポンプ専用ケーブルを含むものとする。
塗 装	日本下水道事業団仕様に準ずること
そ の 他	既設機器との相違による追加部材も含むものとする。 また、機器操作、遠方監視等について既設と同じように行えるようにすること。

— 特記仕様書 —

令和8年4月1日以降公告案件から適用

施工条件明示書

工事番号			工事名	令8-単 権現堂1号外汚水マンホールポンプ場ポンプ更新工事	事務所名	塩竈市上下水道部下水道課			
項目	条件		内容		施工方法	備考			
1 共通仕様書の適用	本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。								
2 主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という。)の配置									
(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」	○	契約工期初日以降、90日以内に着手 (手持ち工事が完了した場合や、制約条件がない場合等は、期日以前の着手も可能)							
(2) 請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事)	○	契約工期初日以降、○日以内に着手 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-4によること。							
(3) 上記以外	●	請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約工期初日以降、30日以内に現場施工に着手 上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼働であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html							
3 専任特例の適用を受ける技術者の配置									
建設業法第26条第3項ただし書の規程(以下「専任特例」という。)の適用を受ける主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、下記によるものとする。 1 専任特例の適用を受ける主任技術者又は監理技術者を配置する場合、適用要件について以下の出納局契約課ホームページを参照すること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html 2 本工事の主任技術者又は監理技術者が専任特例の適用を受ける場合、落札候補者となった際に確認事項兼誓約書を提出すること。 3 本工事において、専任特例の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORIINS)への登録を行うこと。									
4 積算基準及び設計単価の適用期日									
(1) 積算基準及び設計単価の適用について	●ある	○ない	積算基準及び設計単価は公告日の前月の基準及び単価としている。						
5 工程関係									
(1) 関連工事による施工時期の調整	●ある	○ない	別途工事の令8-単 権現堂1号外汚水マンホールポンプ場制御盤更新工事と調整すること。						
(2) 施工時期による制限	○ある	●ない							
(3) 関係機関等との協議の未成立	○ある	●ない							
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加	○ある	●ない							
6 公害対策関係									
(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限	●ある	○ない	各関係法令条例による。						
7 安全対策関係									
(1) 交通安全施設等の指定	●ある	○ない	交通誘導員を必要人員配置のこと。		作業日数× 人				
(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限	○ある	●ない	1. 施工に先立ち、保管する台帳等との照合を行い、監督職員及び各管理者と試験掘り調査等について、協議すること。 2. 試験掘り調査は、監督職員及び各管理者立会のもと調査を行うこと。 3. 試験掘り調査の結果や情報を監督職員及び各管理者に報告し、施工方法について協議した後に現場着手すること。 4. 試験掘り調査の掘削は手掘りを原則とし、埋設物に損傷を与えないよう注意し施工すること						
8 排水工関係									
(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性	○ある	●ない							
9 建設副産物対策関係(建設発生土)									
(1) 建設発生土の処理・処分について	本工事の残土は、下記に運搬するものとする。なお、下記により難しい場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。								
			処理・処分する場所		処理・処分方法	距離	制限時間	備考	
			名称	所在地					
(2) 建設発生土	処理・処分	○ある	●ない			km	時 分 ~		
							時 分		
10 建設副産物対策関係(建設発生土以外の建設副産物)									
(1) 建設発生土以外の建設副産物の処理・処分について	下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること(環境省または廃棄物対策課のHPを参照)。								
			処理・処分する場所		処理・処分方法	距離	制限時間		
工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。									
(2) 建設発生土以外の建設副産物	処理・処分	コンクリート塊	○ある	●ない			km	時 分 ~	
		アスファルト塊	○ある	●ない			km	時 分 ~	
		建設発生木材	○ある	●ない			km	時 分 ~	
		建設汚泥	○ある	●ない			km	時 分 ~	
		その他	●ある	○ない	青南商事	関係法令に基づき適切に処分すること	5 km	時 分 ~	
(3) 再生材の利用		○ある	●ない	種類・数量					

11 現場環境改善													
(1) 現場環境改善費(率計上)について	○ある	●ない	<p>本工事は、現場環境改善費(率計上)を計上している工事である。下表の内容のうち原則として、各計上費目(仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携)ごとに1内容ずつ(ただし、いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を選択し、具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計上費目</th> <th>実施する内容(率計上分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備、 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等)</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table>	計上費目	実施する内容(率計上分)	仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減	営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等)	地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献
計上費目	実施する内容(率計上分)												
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減												
営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等												
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等)												
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献												
(2) 避暑(熱中症対策)・避寒対策費について			避暑(熱中症対策)・避寒対策を実施した場合、その費用を設計変更の対象とする。(共通仮設備の現場環境改善費(積み上げ分)として計上)実施に当たっては、対策内容がわかる資料により発注者と協議すること。費用については、注文書及び請求書、またはそれに代わる書類により協議すること。ただし、設計変更の上限額は、土木部標準積算基準書により算出した現場環境改善費(率計上分)の50%とする。 なお、設計変更の対象となる内容は、遮光設備や大型扇風機、製氷機の設置費用など現場の施設や設備に対する対策であり、空調服や経口保水液の購入費用など作業員個人に対する対策は対象外となる。										
(3) 快適トイレの設置費について			受注者が快適トイレを設置する場合、その費用を設計変更の対象とします。(共通仮設備(営繕費)の積み上げ分として計上)実施に当たっては、「快適トイレの設置費用に係る積算基準」(事業管理課HP-各種基準)を参照すること。										
12 品質証明													
(1) 品質証明書および施工プロセス品質確認チェックリストの対象	○ある	●ない	請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。										
(2) 施工プロセス品質確認チェックリストの対象	○ある	●ない	上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。										
13 標準的な設計図書による発注方式	○ある	●ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-14によること。										
14 資材関係													
(1) 生コンクリート			生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。										
(2) 購入土			購入土を使用する場合は、材料承認時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。										
(3) 宮城県グリーン製品の利用	○ある	●ない	1. 植生基盤材等、視線誘導標、型枠用合板は、原則として宮城県グリーン製品を用いること。										
「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。「宮城県グリーン製品」を使用した場合は、請負者は循環型社会推進課HPより「チェックリスト」をダウンロードし、使用材料や数量等を入力後、工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。	○ある	●ない	2. 盛土材、埋め戻し材										
	○ある	●ない	3. その他()										
(4) 県内産製品の使用	○ある	●ない	本工事は、「県土木部発注工事における県内産製品優先使用の試行要領」の対象工事である。工事の施工にあたっては、試行要領に基づき適切に実施すること。 事業管理課ホームページ参照 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kensanzai.html										
(5) 現場吹付法枠工			吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は、18N/mm ² 以上とする。										
15 設計変更の手続き													
(1) 設計変更の手続きについて			設計変更については、工事請負契約書第19条～第26条及び共通仕様書第1編1-1-1-15～1-1-1-17に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」(塩竈市版)によることとする。 詳細については、以下のホームページ「工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」(塩竈市版)を参考とすること。 https://www.city.shiogama.miyagi.jp/soshiki/22/50224.html ホーム > 組織で探す > 産業建設部 > 土木課 > 請負契約における設計変更ガイドライン(案)について										
16 総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用の有無													
(1) 「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用工事	○対象	●対象外	1. 対象工事の場合、活用する技術については、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に基づき選択すること。 2. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係わらず、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の技術は、施工計画・技術提案等(いわゆる作文)の評価対象外とする。「(簡易型(施工計画型))」、「標準型」、 「高度型」の場合) なお、「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も、同様の取扱いとする。										
(2) 実施された技術についての費用計上(設計変更)	○対象	●対象外	設計変更の積算手法については、総合評価落札方式の手引きのとおりとする。なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も対象外となる。										
17 業務効率化													
(1) 工事情報共有システムの活用	○対象	●対象外	本工事は工事情報共有システムの活用対象工事であり、請負者は工事着手時に別途定める「工事情報共有システム事前協議チェックシート」により、必要事項について監督職員と協議を行うこと。実施にあたっては「土木工事における工事情報共有システムの実施要領」及び「土木工事における工事情報共有システムの活用ガイドライン」に基づき行うこと。										
(2) 工事書類の簡素化の試行について	○あり	●なし	本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。実施にあたっては「宮城県土木部における工事書類簡素化の試行要領」に基づき行うこと。										
(3) ウィークリースタンス等の推進			本工事は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、「ウィークリースタンス等実施要領」に基づき、取組内容を受発注者間で協議及び共有し、工事を進めていくこととする。 詳細については、宮城県土木部事業管理課のホームページを参照すること。(http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/weekly.html)										

18 週休2日工事の適用の有無			
(1) 週休2日工事	○対象	●実施困難工事	1. 週休2日対象工事の場合は、宮城県土木部「週休2日工事」実施要領に基づき、行うこととする。(工事成績考査等を除く。)なお、週休2日工事の種類及び区分については、下記(2)、(3)のとおりとする。 2. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が建設業に適用されたことを踏まえ、週休2日の確保を目指し、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事など緊急工事の場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。
(2) 週休2日工事の種類	●現場閉所型	○交替制	現場閉所型:巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所を閉所する。 交 替 制 :現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。
(3) 週休2日工事の区分	当初発注においては、補正係数なしで積算しており、「月単位の週休2日」、「完全週休2日」に取り組み場合は、工事着手前に受発注者間で協議の上、週休2日の区分を決定することとする。 協議により、「月単位の週休2日」又は「完全週休2日」に取り組み、達成した場合は、精算変更時に達成した区分に応じた週休2日の補正係数に変更する。		

19 その他			
(1) 舗装の下請制限について	○ある	●ない	土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。
(2) 「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象の有無	○ある	●ない	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。
(3) 三者会議の対象の有無	○ある	●ない	本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-5によること。
(4) 貸与資料の有無	○ある	●ない	本仕様書によるもののほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 貸与資料()
(5) 発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無	○ある	●ない	工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合、工事請負者に対し「工事打合せ簿」により担当技術者(所属会社等名・氏名)の通知を行うこと。
(6) 法定外の労災保険の付保について	本工事では、法定外の労災保険加入にかかる保険料を予定価格に反映しているため、本工事において受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。なお、加入後受注者は、工事請負契約書第62条に基づき、証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示すること。		
(7) 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の有無	○ある	●ない	本工事は熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行対象工事である。本運用による設計変更を希望する場合は、別途定める「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき、発注者に協議すること。
(8) 盛土規制法について	本工事において、盛土規制法の規制対象となる行為を行う場合は、事前に手続き方法等について発注者と協議すること。 詳細については、以下のホームページを参考とすること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/morido.html		

東日本大震災に伴う特例制度

項 目	条 件	内 容	施 行 方 法	備 考
20 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用				
(1) 労働者確保に関する積算方法の試行工事	○ある	●ない	<p>1 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。</p> <p>営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(宮城県土木部においては、土木工事標準積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。</p> <p>1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合: 0.00% 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合: 0.00%</p> <p>3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>5 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。</p> <p>6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。</p> <p>7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p>	
(2) 労働者宿舍設置に関する積算方法の試行工事	○ある	●ない	本工事は、「労働者宿舍設置に関する試行要領」(以下試行要領)の対象工事である。 労働者宿舍の設置を希望する場合については、「試行要領」に基づき監督職員と事前に協議すること。	
21 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更				
(1) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	○ある	●ない	<p>下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものとする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し、その費用について設計変更することとする。</p> <p>購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂、碎石、捨石、被覆石等)とする。 輸送費の対象は、仮設材(鋼欠板等)とする。</p>	<p>受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事打合せ簿」に次の事項を記載し発注者に提出し協議するものとする。</p> <p>1 地域内及び基地に、建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等) 2 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場 3 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由 4 製造・生産工場を選定した理由 5 見積り書 6 その他、必要と思われる事項</p>

参 考 資 料

注) 本資料は、参考資料である。

令 8 - 単 権現堂 1 号外汚水マンホールポンプ場ポンプ更新工事

令和8年

塩竈市上下水道部下水道課

参考図

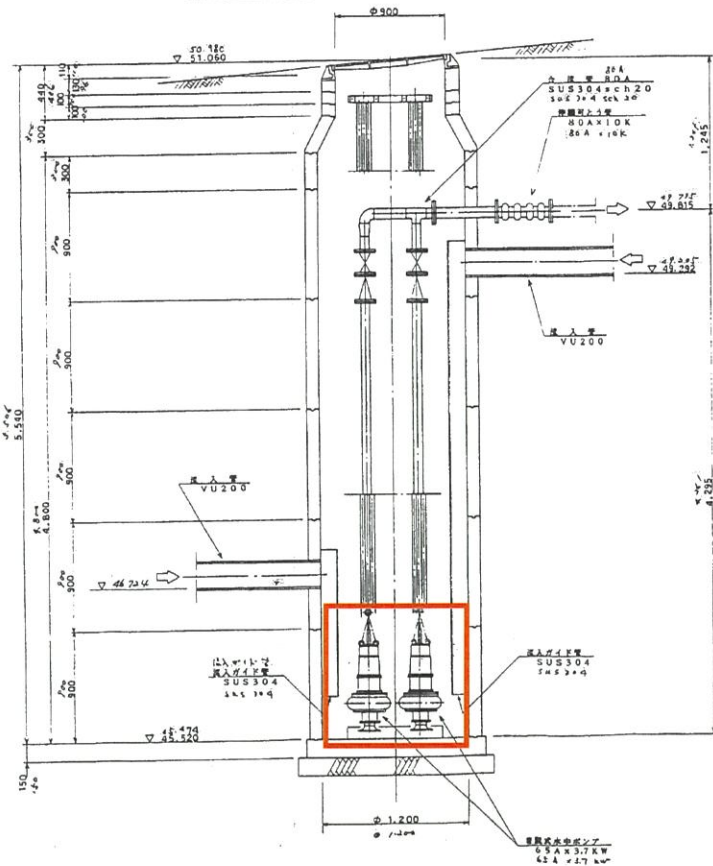


今回対象箇所
権現堂1号汚水マンホールポンプ

案内図

出典：国土地理院地図を加工し作成

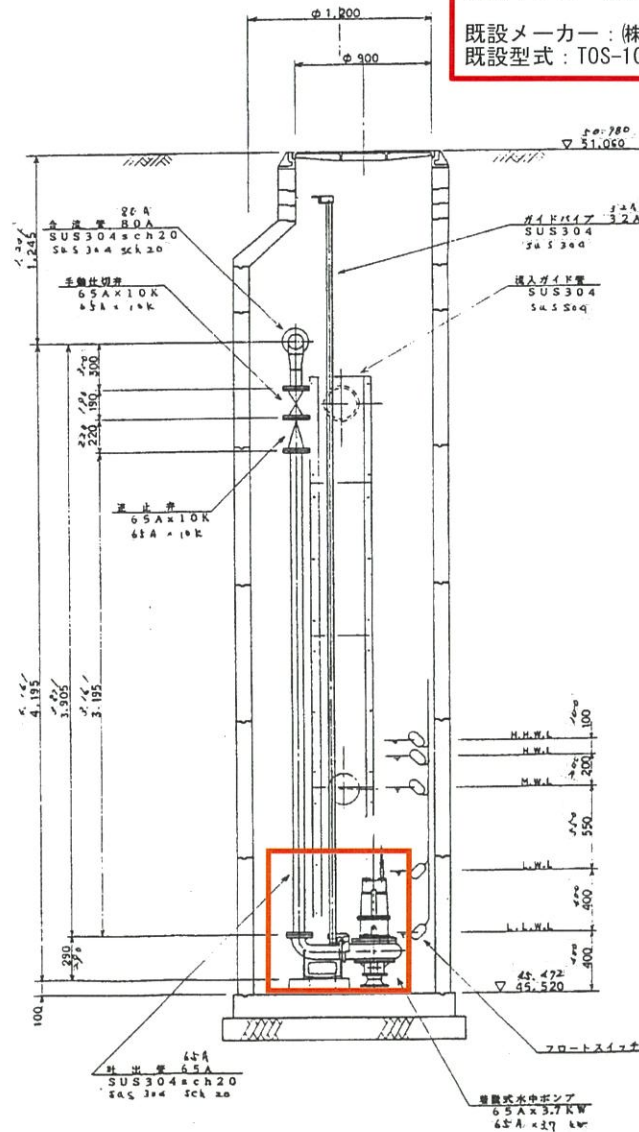
A-A' 矢視 5=1/20



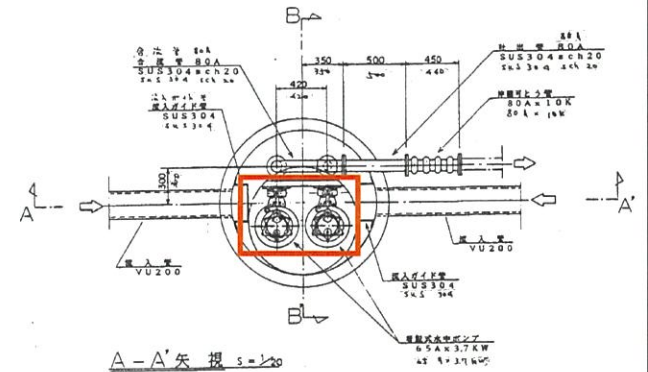
B-B' 矢視 5=1/20

既設マンホールポンプ2台を既設同等以上の性能のものに更新すること。

既設メーカー：(株)鶴見製作所
既設型式：TOS-100-3.7-2SCRH



平面図 5=1/20



A-A' 矢視 5=1/20

□ は今回対象

	宮城県塩竈市本町1番1号 電話 022-364-2193 FAX 022-365-0021 塩竈市上下水道部下水道課	設計年月日 備考	設計	工事名称 令8-1里 権現堂1号外汚水マンホールポンプ更新工事	全業	図面 No
				図面名称 権現堂1号汚水マンホールポンプ図	Scale	M01

参考図

既設マンホールポンプ2台を既設同等以上の性能のものに更新すること。

既設メーカー：(株)鶴見製作所
既設型式：TOS-100-3.7-2SCRH

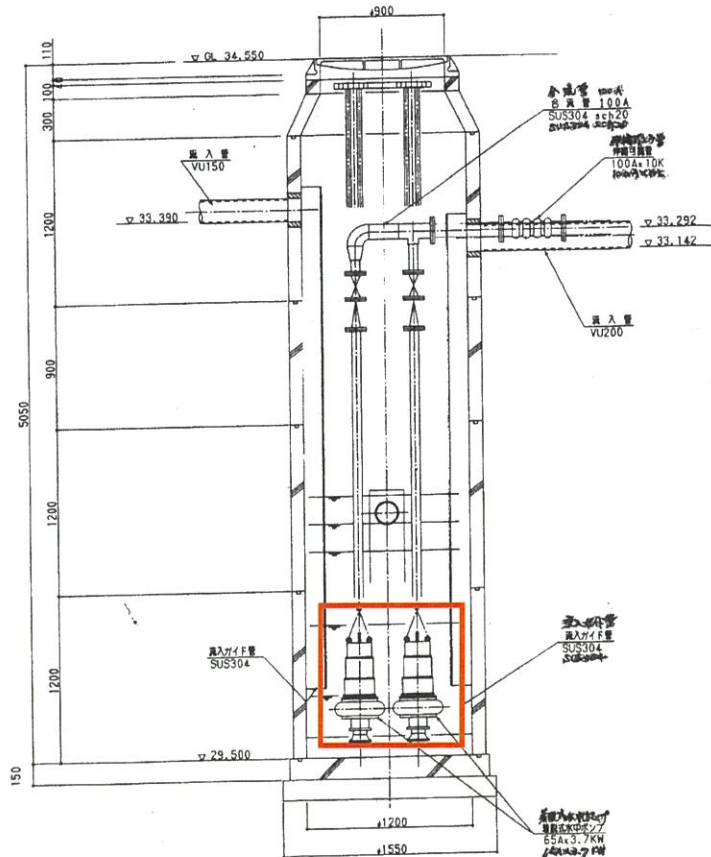


今回対象箇所
権現堂3号汚水マンホールポンプ

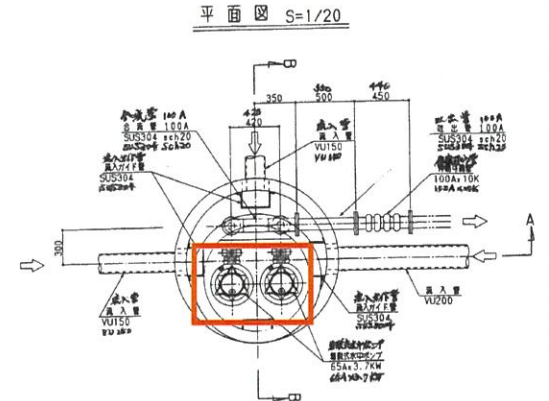
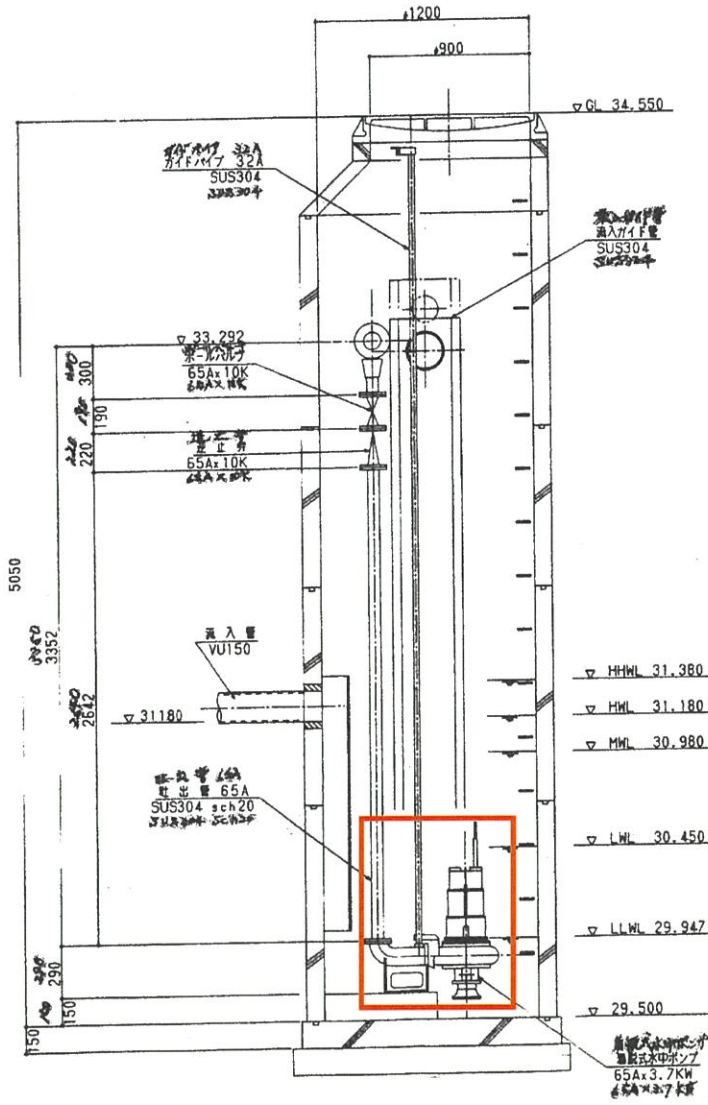
案内図

出典：国土地理院地図を加工し作成

A-A 矢視図



B-B 矢視図



□ は今回対象

宮城県塩竈市本町1番1号
電話 022-364-2193
FAX 022-365-0021
塩竈市上下水道部下水道課

設計年月日 調査 設計

工事名称
令8-1 権現堂1号外汚水マンホールポンプ場ポンプ更新工事
図面名称
権現堂3号汚水マンホールポンプ

全業
Scale

図面 No.
M02

参考図

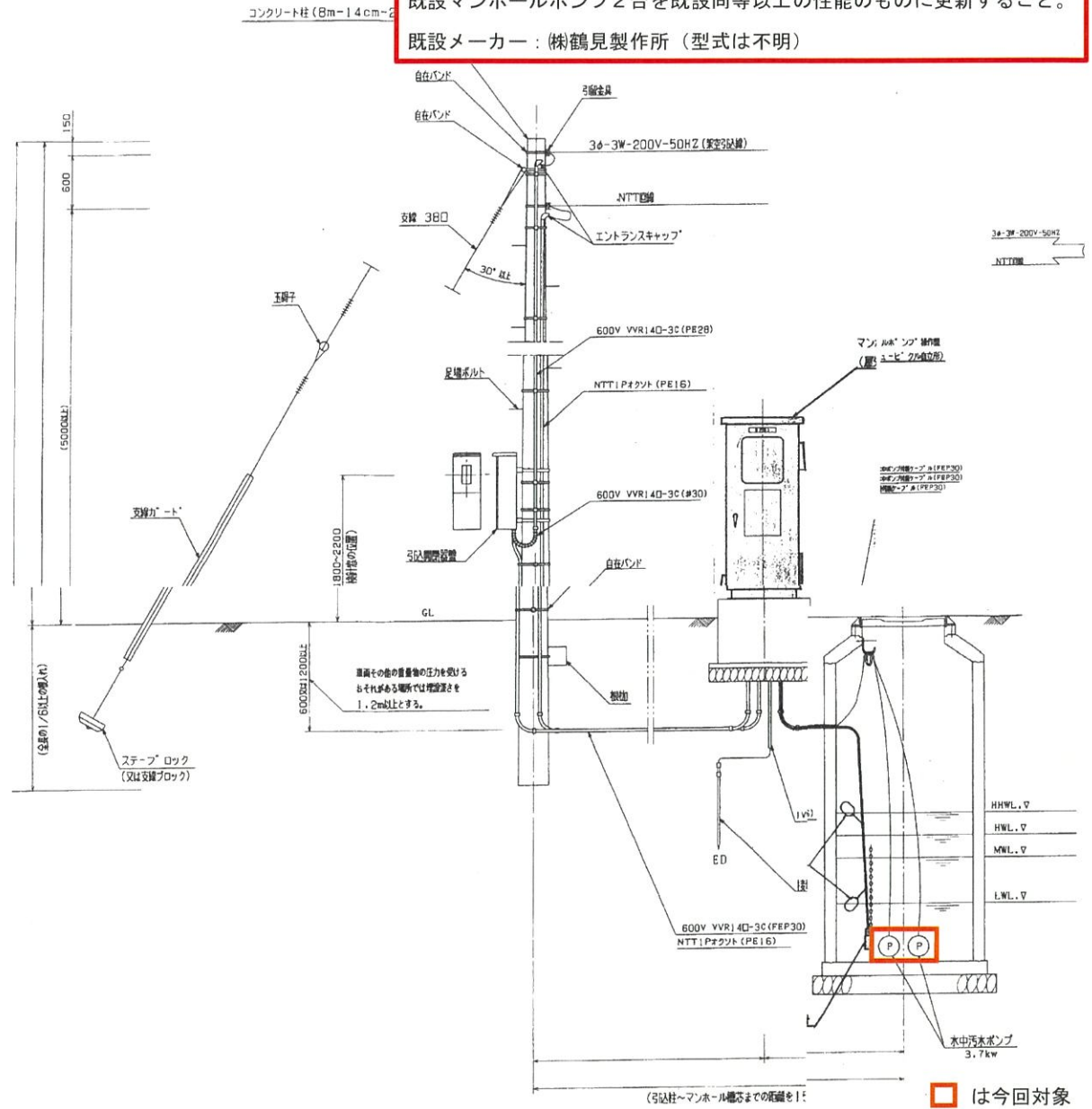
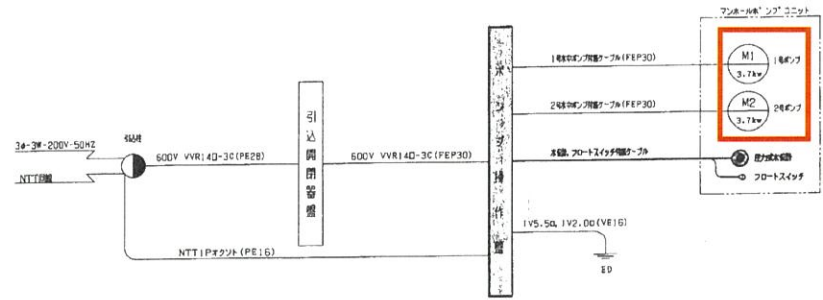
装柱図
(S=Free)

既設マンホールポンプ2台を既設同等以上の性能のものに更新すること。
既設メーカー：(株)鶴見製作所（型式は不明）



出典：国土地理院地図を加工し作成

電気系統図



□ は今回対象

宮城県塩竈市本町1番1号 電話 022-364-2103 FAX 022-365-0021 塩竈市上下水道部下水道課	設計年月日 調査 設計	工事名称 令8-1号 権現堂1号外汚水マンホールポンプ場ポンプ更新工事	全案	図面 No M03
		図面名称 石堂1号汚水マンホールポンプ		